

山口県報

平成 21 年
9月18日
(金曜日)

目 次

規則	1
消防法施行細則の一部を改正する規則(防災危機管理課)	1
告示	1
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)	2
県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示の一部改正(教育政策課)	4
公告	4
鳥獣保護事業計画の変更の公表(自然保護課)	4
土地改良事業計画変更の認可申請に係る決定(農村整備課)	4
維新百年記念公園の公園施設に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等(都市計画課)	5
県営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等(住宅課)	6
一般競争入札の実施(物品管理課)	10
選管告示	10
直接請求に必要な有権者の数	11
政治団体の名称等	11
政治団体の異動事項	11
解散等に係る政治団体の名称等	11
公安委告示	13
警備員指導教育責任者講習の実施	13



消防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年九月十八日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第六十二号

消防法施行細則の一部を改正する規則

消防法施行細則(昭和六十年山口県規則第十九号)の一部を次のように改正する。
第七条中「第十六条の五第三項」を「第十六条の三の二第三項において準用する法第四十条第二項及び法第十六条の五第三項」に改める。

別記第五号様式の表中「第16条の5第1項の」を「第16条の3の2第2項の」に改め、同様式の(裏中)

消 防 法 抜 粋

を

消 防 法 抜 粋

第16条の3の2 市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所において発生した危険物の流出その他の事故(火災を除く。以下この条において同じ。)であつて火災が発生するおそれのあつたものについて、当該事故の原因を調査することができる。

2 市町村長等は、前項の調査のため必要があるときは、当該事故が発生した製造所、貯蔵所若しくは取扱所その他当該事故の発生と密接な関係を有すると認められる場所の所有者、管理者若しくは占有者に対して必要な資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防事務に従事する職員に、これらの場所に立ち入り、所在する危険物の状況若しくは当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所その他の当該事故に係る関係のある工作物若しくは物件を検査させ、若しくは関係のある者に質問させることができる。

3 第4条第1項ただし書及び第2項から第4項までの規定は、前項の場合において準用する。

「危険物

の貯蔵又は取扱」や「第16条の3の2第1項及び第2項に定めるもののほか、危険物の貯蔵又は取扱い」は「第4条、」や「第4条第1項、第16条の3の2第2項(同条第

4項において準用する場合を含む。）、「第34条」を「第34条第1項」に改め

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第三百七十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十一年九月十八日から同年十月八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び下松市生活環境部環境推進課において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年九月十八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東洋鋼鋳株式会社
住 所 東京都千代田区四番町二番地の二二
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 東洋鋼鋳株式会社下松工場
所在地 下松市大字東豊井一三〇二番地の二
- 三 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設
- 四 変更しようとする事項の内容
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

中和・凝集沈殿処理施設				還元処理施設				種 類	
処理後		処理前		処理後		処理前		項 目	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	通	水素イオン濃度 (水素指数)
"	七・五	"	六	"	"	"	三	常	二・三
"	九・五	"	一〇・五	"	"	"	三・八	最	二・三
"	一三	"	一九	"	"	"	一五	大	二・三
"	一九	"	二九	"	"	"	二三	通	二・三
"	一〇	"	一〇六	"	二〇	"	二三	常	二・三
"	三〇	"	二〇六	"	五一	"	五六	最	二・三
"	五	"	三九	"	"	"	検出せず	大	二・三
"	"	"	四・四	"	"	"	六・〇	通	二・三
"	"	"	六・七	"	"	"	九・四	常	二・三
"	二・六	"	四・六	"	"	"	五・三	最	二・三
"	五・七	"	"	"	"	"	一〇・三	大	二・三
五七、三九二	五七、三五二	五七、三九二	五七、三五二	三八、〇四五	三八、〇〇五	三八、〇四五	三八、〇〇五	通	汚水等の一日当たりの量 (m³)
六八、四〇一	六八、三五六	六八、四〇一	六八、三五六	四四、六五五	四四、六一〇	四四、六五五	四四、六一〇	最	

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

備考	七四		七四		種 類	
	変更後	変更前	変更後	変更前	項目	値
備考 「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。	"	七・五	"	三	水素イオン濃度 (水素指数)	二・三
	"	九・五	"	三・八	化学的酸素要求量 (mg/l)	二・三
	"	一三	"	一五	浮遊物質 (mg/l)	二・三
	"	一九	"	二三	窒素 (mg/l)	二・三
	"	一〇	"	二〇	リン (mg/l)	二・三
	"	三〇	"	五一	窒素 (mg/l)	二・三
	"	四・四	"	六	窒素 (mg/l)	二・三
	"	六・七	"	九・四	窒素 (mg/l)	二・三
	"	二・六	"	五・三	窒素 (mg/l)	二・三
	"	五・七	"	一〇・三	窒素 (mg/l)	二・三
	五七、三九二	五七、三五二	三八、〇四五	三八、〇〇五	汚水等の一日当たりの量 (m³)	二・三
	六八、四〇一	六八、三五六	四四、六五五	四四、六一〇		二・三

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 3 排水口	No. 2 排水口	No. 1 排水口	項目		排水水の量 (m ³)
			変更後	変更前	
"	"	"	水素イオン濃度 (水素指数)	七・五	排水水の量 (m ³)
"	"	"	化学的酸素要求量 (mg/l)	一九	
"	"	"	浮遊物質 (mg/l)	三〇	排水水の量 (m ³)
"	"	"	鉍油類 (mg/l)	五	
"	"	"	窒素 (mg/l)	四・四	排水水の量 (m ³)
"	"	"	リン (mg/l)	二・六	
"	"	"	検出せず	五・七	排水水の量 (m ³)
"	"	"	検出せず	〇	
"	"	"	検出せず	五七、三九二	排水水の量 (m ³)
"	"	"	検出せず	六八、四〇一	

山口県告示第三百七十三号

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十一年山口県告示第五十七号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年九月十八日

山口県知事 二井 関成

二の表物品等の買入れ及び借入れの項中「県立学校コンピュータ教室用機器」を「県立学校コンピュータ教室用機器 県立学校ネットワーク用端末機器」に改める。



(三〇三) 鳥獣保護事業計画の変更の公表

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第四条第一項の規定により、鳥獣保護事業計画を変更したので、次の要領により公表します。

平成二十一年九月十八日

山口県知事 二井 関成

一 計画の変更の内容

鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項の変更

二 縦覧の場所

山口県環境生活部自然保護課及び各農林事務所

(三〇四) 土地改良事業計画の変更の認可の申請に係る決定

次の土地改良事業の計画の変更の認可の申請は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八條第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八條第六項の規定により、その決定に係る変更された土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十一年九月十八日

山口県知事 二井 関成

一 事業の内容

土地改良区の名称 土地改良施設の種類
 峰市土地改良区 峰市地区 土地改良施設の管理

二 縦覧の期間
 平成二十一年九月二十四日から同年十月十三日まで
 三 縦覧の場所
 山口県農林水産部農村整備課

(三〇五) 維新百年記念公園の公園施設に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

山口県立都市公園条例(昭和四十八年山口県条例第三号。以下「条例」という。)第十五条第二項の規定により、維新百年記念公園の公園施設に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。

平成二十一年九月十八日

山口県知事 二井 関成

一 指定管理者に管理を行わせようとする公園施設の概要

都市公園の名称	公園施設の名称	位置
維新百年記念公園	陸上競技場(主競技場を除く。)、テニスコート、球技場、ラグビー・サッカー場、スポーツ文化センター、弓道場、野外音楽堂及びその他の都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第二項各号に掲げる公園施設	山口市

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第二条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。
- (二) 条例第三条第一項の許可をすること。
- (三) 条例第三条第三項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。
- (四) 条例第七条第一項の許可をすること。
- (五) 条例第七条第二項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。
- (六) 条例第十一条第一項の規定により、条例第三条第一項又は第七条第一項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。
- (七) 公園施設の利用に関すること(知事が定めるものに限る。)
- (八) 施設及び設備の維持管理に関すること。

三 指定しようとする期間

平成二十二年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間

四 応募者に必要な資格に関する事項

公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体(以下「法人等」という。)で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの(複数の法人等により構成される法人格を有しない団体(以下「共同体」という。)にあっては、その構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの)とする。

(一) 法人等(法人格を有しない団体にあっては、その代表者)が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

3 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。

(二) 主たる事務所を県内に有しているか、又は設置する予定があること。

(三) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。

(四) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にあるものでないこと。

(五) 指定を請負とみなした場合に、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十二条の二、第四百二十二条(同法第六百六十六条第一項において準用する場合を含む。)(又は第百八十条の五第六項の規定に抵触することとなる者を構成員とするものでないこと)。

(六) 山口県における地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げたものでないこと。

(七) 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

(八) 共同体にあっては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。

五 募集要項の配布

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県土木建築部都市計画課

(二) 期間

六 応募の方法及び期間
 平成二十一年九月十八日から同年十月十九日までの間

(一) 方法

公募に係る応募をしようとするものは、山口県立都市公園条例施行規則(昭和四十八年山口県規則第二十七号)第十二条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県土木建築部都市計画課に提出しなければならない。

(二) 期間

平成二十一年十月九日から同月十九日までの間

七 その他

(一) 公募に係る説明会を平成二十一年十月一日(木曜日)午後一時から山口市維新公園四丁目の一 維新百年記念公園スポーツ文化センター視聴覚室において行う。

(二) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。

(三) 詳細については、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三一九三三―三七二〇)に問い合わせること。

(三〇六) 県営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

山口県営住宅条例(昭和二十七年山口県条例第三十一号)第四十五条の三第二項(山口県営改良住宅条例(昭和四十一年山口県条例第三号)第三条第一項及び山口県営特定公共賃貸住宅条例(平成九年山口県条例第三号)第十三条において準用する場合を含む。)(の規定により、県営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。

平成二十一年九月十八日

山口県知事 二井 関 成

一 指定管理者に管理を行わせようとする県営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅(以下「県営住宅等」という。)並びに共同施設の概要
 次に掲げる県営住宅等及びその共同施設

名 称	設置場所	戸数
王 司 県 営 住 宅	下 関 市	一七〇戸
楠 乃 県 営 住 宅	"	二二
安 岡 県 営 住 宅	"	六九
中 村 県 営 住 宅	"	八三
稗 田 県 営 住 宅	"	九一五
綾 羅 木 県 営 住 宅	"	一五二
垢 田 県 営 住 宅	"	五九〇
栄 県 営 住 宅	"	二五
彦 島 県 営 住 宅	"	三〇
川 中 東 部 県 営 住 宅	"	二七二
川 中 西 部 県 営 住 宅	"	八〇
長 府 県 営 住 宅	"	五〇
横 野 県 営 住 宅	"	三〇
彦 島 迫 町 県 営 住 宅	"	二四
彦 島 角 倉 県 営 住 宅	"	九二
彦 島 堀 越 県 営 住 宅	"	九六
白 雲 台 県 営 住 宅	"	三〇
山 の 田 東 県 営 住 宅	"	一五六

琴芝県営住宅	常盤台県営住宅	藤山県営住宅	田町県営住宅	宇部中村県営住宅	北琴芝県営住宅	岬県営住宅	西山県営住宅	中野県営住宅	小羽山県営住宅	東岐波県営住宅	鶴の島県営住宅	大沢県営住宅	西宇部県営住宅	安岡駅前県営住宅	一の宮県営住宅	彦島江の浦県営住宅	川棚県営住宅	第二彦島角倉県営住宅
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	宇部市	"	"	"	"	"
八三	一〇二	四〇	一一	三六	八八	四一	一一四	一五〇	四六〇	二九〇	六〇	一八五	一三六	一四〇	二〇九	一〇〇	一一	七五

大道県営住宅	高井県営住宅	大平山県営住宅	西田中県営住宅	金谷県営住宅	東萩県営住宅	第二無田ヶ原県営住宅	中津江県営住宅	無田ヶ原県営住宅	穂積県営住宅	吉敷木崎県営住宅	上東県営住宅	平井県営住宅	宮野下県営住宅	恋路県営住宅	平川県営住宅	大内御堀県営住宅	赤妻県営住宅	西大橋県営住宅
"	"	"	防府市	"	"	"	"	萩市	"	"	"	"	"	"	"	"	"	山口市
一〇〇	二六一	六二	一九四	四八	六六	九六	一一三	八四	八〇	九〇	二二六	一六〇	一九〇	四八	四三六	八一	一〇四	一五

高森県営住宅	今津県営住宅	上市県営住宅	堀田県営住宅	第二浪の浦県営住宅	梅ヶ丘県営住宅	海士路県営住宅	黒磯県営住宅	浪の浦県営住宅	山中県営住宅	萩谷県営住宅	花岡県営住宅	久保県営住宅	旗岡県営住宅	生野屋県営住宅	川瀬県営住宅	中央県営住宅	北山手県営住宅	西浦県営住宅
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	岩国市	"	"	"	"	下松市	"	"	"
一一二	一三三	一一二	一一二	一一六	一三〇	一一〇	一四二	五六	五一	三五	五〇	一九二	五八二	七二	五二	五一	二四	七六

大迫田県営住宅	来福台県営住宅	西下領県営住宅	馬血県営住宅	柳井旭ヶ丘県営住宅	宮野県営住宅	新庄北県営住宅	大屋県営住宅	田屋県営住宅	中の塚県営住宅	江良県営住宅	東深川県営住宅	湯本県営住宅	光井県営住宅	島田県営住宅	和田県営住宅	亀山県営住宅	今桝県営住宅	両家県営住宅
周南市	"	美祢市	"	"	"	"	柳井市	"	"	"	"	長門市	"	"	"	"	"	光市
七八	七二	二九	三六	三〇	六〇	八〇	一五八	六六	三五	一八	四八	三三	五九	一〇二	二五	七八	七七	五二

くし山県営住宅	平原県営住宅	古開作県営住宅	大内県営住宅	周陽県営住宅	第二金剛山県営住宅	湯野県営住宅	新堤県営住宅	福川南県営住宅	富田東県営住宅	西樹県営住宅	ひばりヶ丘県営住宅	若山県営住宅	慶万県営住宅	舞車県営住宅	瀬ノ上県営住宅	周南県営住宅	旭ヶ丘県営住宅	金剛山県営住宅
"	"	山陽小野田市	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
六〇	二二〇	九二	二三〇	六九	一九	二二	二八	二二	二四	一五	九六	八八	二二二	二四	九〇	四四〇	二二四	九九

朝田特定公共賃貸住宅	稗田改良住宅	第二古開作県営住宅	杣尻県営住宅	萩原県営住宅	桜山県営住宅	本山県営住宅	叶松県営住宅
山口市	下関市	"	"	"	"	"	"
六三	三〇	五四	三〇	二二	八四	一五〇	一一五

- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
 - (一) 入居者の公募に関すること。
 - (二) 入居者の指導及び連絡に関すること。
 - (三) 家賃及び使用料の収納に関すること。
 - (四) 県営住宅等及び共同施設の維持管理及び改良に関すること。
- 三 指定しようとする期間

平成二十二年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間
- 四 応募者に必要な資格に関する事項

公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

 - (一) 法人等（法人格のない団体にあつては、その代表者）が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。
 - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。
 - 2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
 - (二) 主たる事務所を山口県内に有していること。
 - (三) 管理している賃貸住宅の戸数が千三百戸以上であること。
 - (四) 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅その他地方公共団体が整備する賃貸住宅、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第

百二十四号)第二十一条第三項第一号の規定に基づく賃貸住宅、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第六条に規定する特定優良賃貸住宅又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅のいずれかを管理していること。

(五) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。

(六) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にあるものでないこと。

(七) 指定を請負とみなした場合に、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十二条の二、第四百二十二条(同法第六十六条第一項において準用する場合を含む。)又は第八十条の五第六項の規定に抵触することとなる者を構成員とするものでないこと。

(八) 山口県における地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げたものでないこと。

(九) 地方自治法第二百四十四条の二第一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

五 公募要領の配布

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県土木建築部住宅課

(二) 期間

平成二十一年九月十八日から同年十月二日まで

六 応募の方法及び期間

(一) 方法

公募に係る応募をしようとするものは、山口県営住宅条例施行規則(平成十六年山口県規則第七十五号)第三条第一項に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参して山口県土木建築部住宅課に提出しなければならない。

(二) 期間

平成二十一年九月十八日から同年十月十九日までの間

七 その他

(一) 公募に係る説明会を平成二十一年十月二日(金曜日)午後二時から山口市滝町一番一号 山口県土木建築部入札室において行う。

(二) 詳細については、山口県土木建築部住宅課(電話〇八三一九三三―三八八〇)に問い合わせること。

(三〇七) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十一年九月十八日

山口県知事 二井 関成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品の購入

(一) 物品の名称及び数量

県立学校コンピュータ教室用機器及び県立学校ネットワーク用端末機器 一式

(二) 物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成二十二年二月二十六日

(四) 納入場所

山口県立田布施工業高等学校ほか七十四箇所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十一年山口県告示第二百八十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十一年山口県告示第五十七号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

- 四 山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課
入札説明書及び仕様書の交付
- 四 山口県会計管理局物品管理課において交付する。
山口県会計管理局物品管理課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
(一) 記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 提出場所
山口県会計管理局物品管理課
- (三) 受領期限
平成二十一年十月二十八日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十一年十月二十九日午前十一時)
- 六 入札を執行する場所及び日時
(一) 場所
山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課入札室
- (二) 日時
平成二十一年十月二十九日午前十一時
- 七 入札保証金
免除する。
- 八 無効入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
(一) 入札参加資格のない者がした入札
(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他
(一) 契約担当者
山口県知事 二井 関成
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨

- 日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否
要
- (四) この入札に係る売買契約については、県議会の議決を要するため、落札後仮契約を締結し、当該議決を経た後本契約を締結する。
- (五) 契約保証金
免除する。
- (六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。
- (七) 詳細については、山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に問い合わせる。
- 十一 Summary
(1) Division in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government
(2) Name and quantity of the products to be purchased: A set of equipment for the computer room in prefectural schools and terminals for the prefectural school computer network
(3) Delivery period: February 26, 2010
(4) Delivery place: Yamaguchi Prefectural Tabuse Technical High School and 74 other places
(5) Section in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3960)
(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., October 28, 2009
(In case of bringing a tender: 11:00 A.M., October 29, 2009)



山口県選挙管理委員会告示第八十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び

運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

平成二十一年九月十八日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	一四、三〇四
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	二六九、一九七
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	大島郡選挙区 三九七 熊毛郡選挙区 三九七 下関市選挙区 五五五 宇部市選挙区 五五五 山口市選挙区 五五五 萩市阿武郡選挙区 二二二 防府市選挙区 二二二 下松市選挙区 二二二 岩国市阿珂郡選挙区 二二二 光市選挙区 二二二 柳井市選挙区 二二二 美祢市選挙区 二二二 周南市選挙区 二二二 山陽小野田市選挙区 二二二
知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項	
副知事並びに県の選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の委員の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項	二六九、一九七
県の教育委員会の委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条第一項	

山口県選挙管理委員会告示第八十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による届出が

あつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十一年九月十八日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	仕たる事務所の所在地	その他の事項	考 査 日 (年 月 日)
磯部光生後援会	徳久 義夫	五十部 豊	山口市陶3367		平成21、8、11
斎藤回後援会	緑 信彦	鶴岡 世美	山口市宮野下3131の2		" " 26
八丁才力香祭後援会	灰岡 裕美	灰岡 一	玖珂郡和木町和木4丁目7番8号		" " 11

山口県選挙管理委員会告示第八十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十一年九月十八日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

政治団体の名称	異動事項	異 動 内 容		備 考 (年 月 日)
		新	旧	
税理士による河村建夫後援会	代表者 平田 稔 会計責任者 畑 善高	原田 義治	有田 孝重	平成21、8、14
宇部市大字妻嶋開作287の4	代表者 瀬畑 知道	山根 繁和		
平田啓一後援会	代表者 柳井市大島 916			" " 28
松本周一後援会	事務所			" " 17

山口県選挙管理委員会告示第八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十一年九月十八日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

政治団体の名称	代表者の氏名	代表責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
松本周一後援会	松本周一	松本勝子	柳井市大田916	平成19、12、31



山口県公安委員会告示第四十六号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二条第二項第一号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十一年九月十八日

山口県公安委員会

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

(一) 日時

ア 新規取得講習（法第二十二条第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第七条第一項の警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「警備員指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。）

平成二十一年十月十九日（月曜日）から同月二十二日（木曜日）までの午前九時から午後五時三十分まで及び同月二十三日（金曜日）の午前九時から午後五時三十分まで

イ 追加取得講習（講習規則第六条第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。以下同じ。）

平成二十一年十月二十二日（木曜日）の午前九時から午後五時三十分まで及び

同月二十三日（金曜日）の午前九時から午後四時十五分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口（山口県婦人教育文化会館）

(三) 講習を行う警備業務の区分

法第二条第一項第三号に規定する業務（以下「第三号警備業務」という。）

(四) 受講者の定員 二十人

二 講習対象者

(一) 新規取得講習

次のいずれかに該当する者であること。

ア 最近五年間に第三号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（第三号警備業務に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第四条に規定する二級の検定（第三号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上第三号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（第三号警備業務に係るものに限る。）に合格した者
オ 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（第三号警備業務に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上第三号警備業務に従事しているもの

(二) 追加取得講習

第三号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、(一)のオからオまでのいずれかに該当する者
受講申込書の受付期間

平成二十一年九月二十八日（月曜日）から同年十月二日（金曜日）まで

ただし、受付期間内であっても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

- (一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第一号によること。)
- (二) 二の(一)のアに該当する者にあつては履歴書及び警備業者等が発行する第三号警備業務の従事期間に関する証明書(以下「第三号警備業務従事証明書」という。)、二の(一)のイに該当する者にあつては一級の検定に係る合格証明書の写し、二の(一)のウに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第三号警備業務従事証明書、二の(一)のエに該当する者にあつては一級の検定に係る旧検定規則第八條の合格証の写し、二の(一)のオに該当する者にあつては二級の検定に係る旧検定規則第八條の合格証の写し及び第三号警備業務従事証明書
- (三) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。)
- (四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を除く。)

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者にあつては三万八千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては一万四千元に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三三号 社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇内線三〇一九)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

(一) 日時

ア 新規取得講習

平成二十一年十月十九日(月曜日)から同月二十二日(木曜日)までの午前九時から午後五時三十分まで及び同月二十三日(金曜日)の午前九時から午後零時四十分まで

イ 追加取得講習

平成二十一年十月二十二日(木曜日)の午前九時から午後五時三十分まで及び同月二十三日(金曜日)の午前九時から午前十一時三十五分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口(山口県婦人教育文化会館)

(三) 講習を行う警備業務の区分

法第二條第一項第四号に規定する業務(以下「第四号警備業務」という。)

(四) 受講者の定員 二十人

二 講習対象者

(一) 新規取得講習

最近五年間に第四号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

(二) 追加取得講習

第四号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、最近五年間に第四号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

三 受講申込書の受付期間

平成二十一年九月二十八日(月曜日)から同年十月二日(金曜日)まで

ただし、受付期間内であつても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

(一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第一号によること。)

(二) 履歴書及び警備業者等が発行する第四号警備業務の従事期間に関する証明書

(三) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。)

(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を除く。)

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者にあつては三万四千元、追加取得講習を受講しようとする者にあつては一万円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番二三号 社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。
九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話〇八三―九三三―〇一一〇内線三〇一九）にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

平成二十一年九月十八日発行

発行所

山口県知事庁